



**「令和の政治改革」の起動に向けた問題提起**  
**～参議院の機能強化によるガバナンスの向上に向けて～**

2021年8月

公益社団法人 経済同友会

## 目次

<b>I. はじめに ～「令和の政治改革」の始動に向けて</b>	1
<b>II. 「平成の政治改革」の概要と評価 ～ 政治主導の結実と功罪</b>	2
1. 「平成の政治改革」の概要と評価	2
2. 「政治主導・内閣主導」を巡る変化と課題	2
<b>III. 「令和の政治改革」の方向性 ～ 内閣に対するガバナンスの強化</b>	4
1. 政治のガバナンスに関わる構造的な諸問題	4
2. 政治のガバナンスに関わる国会の現状	6
<b>IV. 日本の二院制の問題と参議院の現状</b>	8
<b>V. 国会による政治のガバナンスの確立に向けて ～ 参議院の抜本改革</b>	10
1. 参議院の役割・権限の明確化	10
2. 参議院の独自性の発揮と機能強化	13
3. 参議院議員選出の母体・方法の刷新、議員構成の見直し	15
<b>VI. おわりに</b>	18
<b>参考資料</b>	19
<b>政治改革委員会 名簿</b>	24

## 1. はじめに ～「令和の政治改革」の始動に向けて

- 戦後の日本政治には、「平成の政治改革」という大きな転換点があった。昭和から平成への移行期にかけて、55年体制の下で蓄積された問題が噴出、中でも、度重なる金権スキャンダルに対する世論、メディア等からの批判は激しく、自由民主党の内部からも改革を求める声が高まった。
- それを背景に、1989年には「自由民主党政治改革大綱」が公表され、1994年には政治改革四法が成立した。折しも、バブル経済崩壊、米ソ冷戦体制の終結といった変化の時代にあって、日本政治の問題是正とともに、新しい時代を切り開くための大胆なリーダーシップを求める機運が高まっていった。経済界、アカデミアも政治の刷新に強い当事者意識を示し、「21世紀臨調」<sup>1</sup>に象徴されるように、そのうねりを加速させる役割を果たした。
- それから30年余を経た現在、政治に対する国民の閉塞感や不満が高まっている。政治家の不祥事もあいついでいる一方、政権交代という形で状況が一新される可能性は低い。国民の不満は蓄積している筈だが、それが大きな改革のうねりを生み出すには至っていない。
- 国際社会においても、民主主義国の多くが、国内外に深刻な悩みを抱えている。国内的には、グローバル資本主義の負の側面、特に「格差」によってもたらされた社会的な分断に、対外的には、民主主義とは相いれない、強権的な国家主義を貫く中国のような国が、経済・安全保障はもとより、今回のコロナ禍のような危機対応の面でも、強さや優位性を誇示している。
- 民主主義の起源である古代ギリシアでは、市民による参加と決定事項への責任の徹底が、社会統治の基本だったと言われる。近代化の過程で、欧米先進国や我が国は、代議制、議会制民主主義を発展させてきたが、その過程で「参加と責任」という民主主義の原則が希薄化したことが、例えば、さまざまな問題の一因なのではないだろうか。
- このような状況を踏まえ、既存の制度・手続きの問題にとどまらず、日本の民主主義をどう健全に機能させ、発展させていくか、今一度根本に立ち返って、構造的な問題と解決に向けた処方を考える必要がある。

---

<sup>1</sup> 「新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）」は、経済界、労働界、学識者、自治体関係者、法曹関係者など国民各界の有志が活動する政治改革の推進を目的とした提言体、合意形成組織。前身組織の「政治改革フォーラム～政治改革に関する政党と民間各界の連絡会議」は1989年から活動。

## II. 「平成の政治改革」の概要と評価 ～ 政治主導の結実と功罪

### 1. 「平成の政治改革」の概要と評価

- 「平成の統治機構改革」は、選挙制度改革を入り口に、政治改革、行政改革、司法制度改革等に幅広く波及した。
- その起点となった「自由民主党政治改革大綱」（1989年党議決定）は、政治とカネの問題にとどまらず、①政治倫理の確立、②政治資金をめぐる新しい秩序とその不透明さ、③選挙制度の抜本改革、④国会の活性化、⑤党改革の断行等を、改革の柱として示した。
- これを受けて、1994年に政治改革四法（公職選挙法の一部を改正する法律、衆議院議員選挙区画定審議会設置法、政治資金規正法の一部を改正する法律、政党助成法）が成立し、小選挙区比例代表並立制、政党への公的助成の導入、政治資金規制の強化等が実現した。
- これに端を発する平成改革の大きな成果は、民意による政党・党首の選択と、それに裏付けられた政治主導が制度的に担保されたことと言える。
- 選挙制度改革、特に衆議院議員選挙への小選挙区制導入により、有権者が選挙を通じて政党を選択し、その党首が内閣を組成し、民意という正当性を背景にリーダーシップを発揮する構造が明確化された。後に導入されたマニフェストの活用も相まって、政党・政策を軸とする政権交代も実現した。さらに、首相・内閣の権限強化のため、内閣機能の強化、内閣人事局による人事権の集中が図られた。
- 一方で、国会、特に参議院改革や政党のガバナンス等の問題について、改革の範囲は一定程度にとどまり、「政治主導」という新しい政治手法を支える全体最適の完成には至っていないという指摘もある。

### 2. 「政治主導・内閣主導」を巡る変化と課題

- 平成期を通じて、段階的に政治主導が制度化されたものの、それが運用面でも成果に結実するには、相当の紆余曲折を経ることとなった。小泉政権以降、あいつぐ首相交代、「ねじれ国会」による混乱を経験し、第二次安倍政権の下で、再び「官邸主導」の姿が一つのモデルに結実した。
- 「アベノミクス」や「地球儀を俯瞰する外交」に象徴される首相独自のイニシアティブがスピード感を持って展開され、内閣官房・内閣府が各省庁に対する司令塔としての存在感を発揮した。
- しかしながら、野党分裂によって政権交代の実現可能性が後退し、いわゆる

「自民党一強」状態に転じた後は、この強い権限、リーダーシップの負の側面が次々と明らかになった。いわゆる「モリカケ」問題等のさまざまな疑惑、財務省の公文書改ざん事件に象徴される「忖度」や政官関係の歪み、政治とカネの問題の再燃等、枚挙に暇がない。何より、そうした問題に対する国民への説明が十分に行われたか、疑問の声もある。

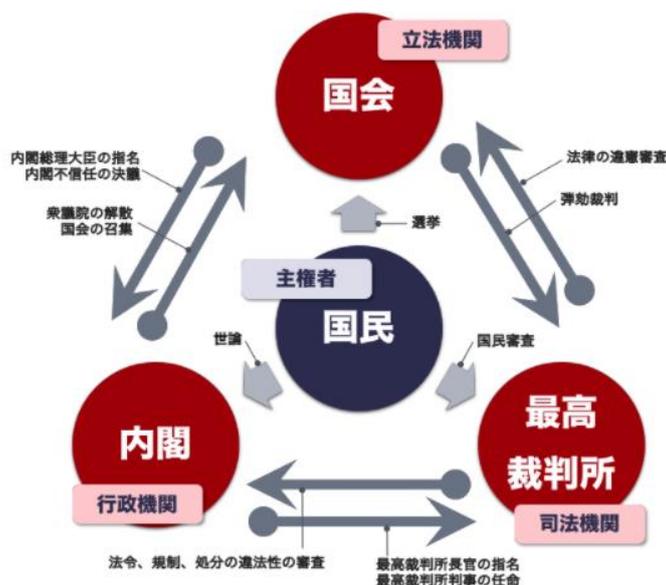
- 加えて、「自民党一強」の環境と高い支持率という政治的資源を有する長期安定政権でありながら、第二次安倍政権は、財政健全化や社会保障改革、これからの成長に向けた構造改革等、中長期的な問題について、抜本改革の道筋をつけるまでには至らなかった。
- 衆議院の多数派と内閣が融和・一体化する、いわば「衆議院内閣制」の下では、政権のアジェンダ設定も、常に「次の選挙」に対する議員の意識に制約される。そのため、短期的に国民に対して成果を示しうる、明確な「痛み」を伴わない政策が優先されることとなったのではないか。
- このように、政治主導・内閣主導を実現する制度は整ったものの、折々の政局、パワーバランスの影響の下、政治的なリーダーシップを、健全な民主主義の発展や、大局的な国民利益の実現につなげるには、それ以外の構造的な問題を解決していく必要がある。

### III. 「令和の政治改革」の方向性 ～ 内閣に対するガバナンスの強化

#### 1. 政治のガバナンスに関わる構造的な諸問題

- 「平成の政治改革」の経緯と成果を顧みるに、制度的に強化された政治のリーダーシップを正しく活用するためには、実効性あるガバナンスの確立・強化が次の改革課題となるのではないか。
- 企業経営において、「ガバナンス」は常に中心的な課題であり、トップの権限・リーダーシップのあり方と表裏一体の問題として、絶えず進化・発展を遂げている。コーポレートガバナンスとは、様々なステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みである<sup>2</sup>。その本質は、執行と監視の分離であり、それによる自律原理のビルトイン（埋め込み）である<sup>3</sup>。
- こうした緊張関係の下で決断を下し、結果責任を求められる企業経営者の立場から見ると、我が国の政治にはそうした緊張感を保つ「仕掛け」、特に、執行を担う内閣に対するけん制機能が不十分であるように思える。
- 日本国憲法は、国民主権の下、立法・行政・司法の三権分立を統治の基本原則としている。しかし、これはあくまであるべき姿を示すものであり、実際のガバナンスの状態、また個々のアクター間の関係とは乖離がある。

図表 日本国憲法下の三権分立



(資料) 首相官邸ウェブサイト「現行憲法下の内閣制度」

<sup>2</sup> 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月)

<sup>3</sup> 経済同友会「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案に対する意見(パブリック・コメント)」(2018年4月)

- 本来、議院内閣制においては、政党間の知恵・政策を巡る競争と政権の結果責任に対する評価が、政権交代に結びつく現実的な可能性があることが、最大のガバナンスを発揮する。しかし、現状、民主党政権時代の混乱に対する失望や、選択肢となりうる単独の【野党】が存在しないことから、この機能を期待することはできない。
- 政治のガバナンスの源泉である、多様な考え・意思を持つ【国民】は、投票によってその意思表示をし、代表者である国会議員を通じて、内閣に対する影響力を行使する。しかし、近年の投票率を見るに、主権者としての権利が十分に行使されているとは言い難い。
- また、投票以前に、日本においては、【国民】が主権者としての自覚を養い、議会制民主主義に関わるためのスキルを身に付け、自ら考え、政策を理解するための機会が少ない、という構造的な問題がある<sup>4</sup>。
- さらに、さまざまな政策や論点、対立軸、政党・個々の政治家の主張等、主権者が判断するために必要な情報をわかりやすく伝える仕組みが、十分に整っていない。米国においては、政党や議員本人による情報発信に加え、政治家の評価、発言に関するファクトチェック等、さまざまなツールが普及している。
- 政治と有権者をつなぐ【マスメディア】は、世論形成・発信や政権の監視に対する役割を担うが、総じて、政局や直接的な選挙報道、スキャンダル等に偏る傾向があり、政策を軸とする政治への関心や、政治参画意識を高める上での役割は限定的と見られている。また、SNS等のネットメディアは、新しい世論形成や政治に関わるコミュニケーションを生み出す一方、いわゆる「フェイクニュース」等、情報の真偽を巡る問題、意見・立場の分断を生じさせている面もある。
- 【司法】は、制度上、国会に対しては法令の違憲性、内閣に対しては法令等の違法性の審査を担っている。しかし、日本では、政府の判断、国会運営のあり方を巡って、司法による独立性の高い判断が求められる場面が生じたものの、いずれも「高度に政治性のある国家行為」として、判断を避ける場合が少なくない。
- このように、政治に関わるさまざまなアクターが存在するものの、いずれも、政府に対して十分なガバナンスを働かせうる関係が担保されていない。

---

<sup>4</sup> 経済同友会「主権者教教育の充実で、あるべき民主主義の実現を 一健全な社会を次世代に手渡すために」(2019年4月)では、主権者教育の重要性を指摘し、初等教育課程からの主権者教育の導入を提言するとともに、学校外教育としても社会全体が一体となった教育体制の構築を提言した。また、デジタル技術を活用した政治参画のあり方についても述べている。

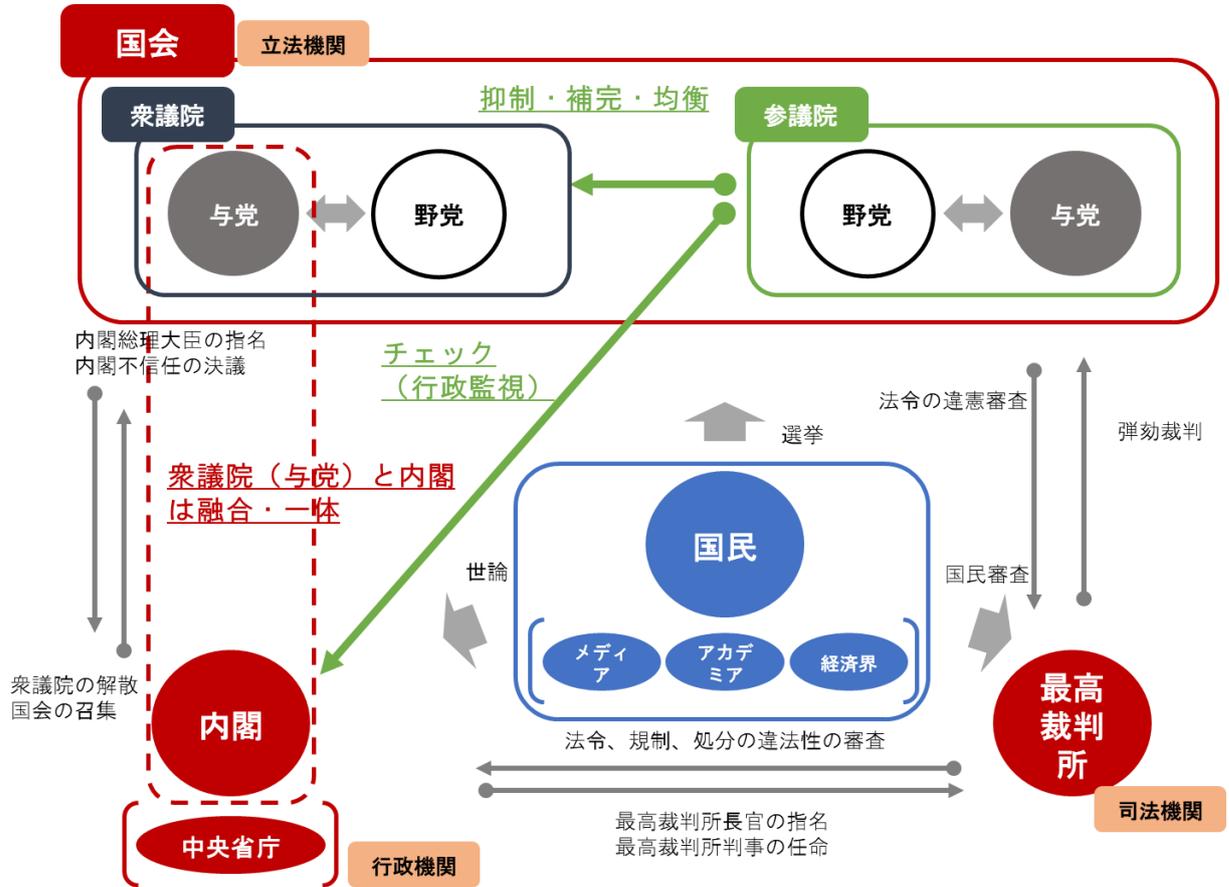
## 2. 政治のガバナンスに関わる国会の現状

- それでは、憲法上、内閣が連帯責任を負う「国会」の役割はどうか<sup>5</sup>。三権分立の構造を、国会を構成するアクターのレベルまで掘り下げてみると、参議院の重要性は明らかである。
- 制度上、衆議院は、過半数によって内閣総理大臣を選出し、内閣を組成するため、内閣と融和的である。特に、政権与党は内閣と一体となって政策の立案・執行をサポートする。それに対して、野党は、首相・閣僚に対する「質問」という手段で、厳しく政策や政権運営の妥当性を問いただすことでけん制を期待されている。
- しかし、実態をよく見ると、国会の審議日程・手続きや、政権に関わる問題を巡る与野党対立にばかり焦点が当たり、本会議等、国民に開かれた場で、政策論争が十分に活発に行われているとは評価されていない。
- 内閣が国会に提案する法案は、与党事前審査制によって、調整・修正を経ていることから、法案の審議・修正プロセスが逐一国民の目にさらされることはなく、国会、特に「論戦」における与党議員の役割は国民から見えづらい。こうした状況や、論戦を通じて鍛えられる機会が必ずしも多くない政治家の「質」に関する課題が指摘されていることを踏まえると、衆議院が、国民の政権選択につながるようなダイナミズムを生み出すことはすぐには期待できない。
- これに対し、参議院は、「良識の府」として衆議院における審議・決議に対する独自の見解を示すべき立場にある。衆議院に比べて長い議員任期や、解散権の影響を受けない立場を制度上担保されている。この特徴や、第二院としての独自性をより明確にし、独自の機能を発揮していくことによって、政策の質の向上や、政策への国民的な利益のより良い反映に貢献することが期待できる。

---

<sup>5</sup> 憲法第 66 条 3 「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」

図表 我が国のガバナンス構造（イメージ）



(資料) 経済同友会事務局作成。

## IV. 日本の二院制の問題と参議院の現状

- 日本国憲法は、「国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する」と定めている。世界的には一院制が多数を占める中、日本や他の先進国の多くが二院制を選択している背景には、そのメリットを重く見、「第二院」独自の役割を、健全な民主主義の実現に不可欠と判断していることによる。

二院制のメリット	二院制のデメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立法機能の分割により、立法府が全能となることを抑止。</li> <li>・ 拙速を避け、慎重に審議。</li> <li>・ 第一院の衝動的な行動をチェック。</li> <li>・ 数を代表する第一院に対し、第二院が国民の「理」・「良識」を代表。</li> <li>・ 国民の多様な意見や利益をきめ細かに代表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二院が強い拒否権を有する場合、立法上の行き詰まりが生じる。</li> <li>・ 両院の機能が重複している場合、非効率的になり、政策決定が遅延。</li> <li>・ 両院間の意思の統一を図る必要があり、立法過程が複雑化。</li> <li>・ 第二院の維持に係る諸経費が必要。</li> <li>・ 第二院の意見が第一院や政府によって無視されるようになると二院制の有効性・政治的正当性が喪失。</li> </ul>

(資料) 田中嘉彦「二院制をめぐる論点」国立国会図書館『調査と情報』第429号(2003)

- 我が国の第二院、参議院の機能・役割については、これまで50年余にわたって議論が重ねられ、さまざまな改革提案が行われてきた。そうした中で、基本となる考え方や参議院に期待される役割は、大筋で一致している<sup>6</sup>。
- それは、少数者の利益や多様な民意の代表・反映であり、「良識の府」として長期的・総合的な視点を発揮すること、さらに、抑制と均衡、チェック機能を担うことである。
- 特に、一連の政治改革によって、衆議院が内閣を生み出し、多数派がそれと一体となって政策を実現する場という性格を明確にしたことを受け、参議院には、改めて独自性の発揮が強く期待される。しかし、実際には、いわゆる「ねじれ国会」のように、党派の力で内閣の推進力を足止めし、リーダーシップの発揮を阻む局面もあれば、政策形成において、十分に独自性を発揮できない局面もある等、その役割は、政局や時の政権の戦術に大いに影響される。

<sup>6</sup> 例えば、「参議院のあり方及び改革に関する意見」(1988)では、①長期的・総合的な視点に立つこと、②衆議院のみでは十分に代表されない国民各層の利益や意見を代表し、反映すること、③議員各自の意見をできる限り尊重し、反映することが挙げられている。また、斎藤十朗参議院議長が設置した「参議院の将来像を考える有識者懇談会」が取りまとめた「参議院の将来像に関する意見書」(2000)では、①参議院は多様な民意を反映する、②参議院は抑制と均衡の機能を果たす、③参議院は長期的展望に立った議論を行うものとされている。

- 例えば、憲法で衆議院の優越が定められている事項<sup>7</sup>を除いて、衆参両院の立場・権限はほぼ対等である。予算案については衆議院の優越が定められているものの、予算執行に必要な関連法案は参議院での可決を必要とする。これにより、参議院も与野党対立の構造が持ち込まれ、多数派形成、政局の要として存在感を強めてきた。
- また、与党においては、衆議院・参議院の区別なく、事実上、一院制的な事前審議が行われており、結果として、参議院においても内閣提出法案の修正が行われることは少ない。野党においても、衆議院・参議院に所属する議員に異なる役割・機能が求められ、発揮されることは多くない。
- また、選挙制度こそ衆議院と異なるものの、全ての国民から直接選挙で選ばれた議員で構成される点は共通しており、例えば、米国の上院のように特定地域（州）を代表する立場、英国のように選挙に寄らず、特定の職能・社会的地位を代表する立場等、参議院独自の構成・出身母体を持っている訳でもない。
- その一方、行政監視委員会という参議院独自の組織が設けられているものの、近年、その活動状況は減退気味である。また、活動も「公務員の不正不相当行為の防止」に主眼が置かれており、政府による政策執行の適正さや政策効果の分析等、本質的な行政監視となっているか、疑問がある。
- こうしたことから、現在の参議院は、時に「衆議院のカーボンコピー」と称され、時に「ねじれ国会」による混乱を生む強すぎる権限を持った存在と見なされており、このことが、参議院不要論や一院制への移行を求める声につながっている。

---

<sup>7</sup> 予算の議決、条約締結の承認、内閣総理大臣の指名、法律案の議決。

## V. 国会による政治のガバナンスの確立に向けて ～ 参議院の抜本改革

- 経済同友会は、先行するさまざまな参議院改革案の基本理念に賛同してきた。今回、改めて平成の政治改革の帰結を振り返り、健全な、多様な民意に基づく、透明性の高い民主政治の実現に向けて、抜本的な参議院改革を立ち上げ、推進することを提言したい。
- 今回の改革のテーマは、政治のリーダーシップをより良く機能させ、日本の国家価値・豊かさの増大に繋げるためのガバナンスの確立、そのための参議院改革である。
- そのため、参議院を、「良識の府」として、内閣・衆議院にチェック・けん制を働かせることを使命として、衆議院では取り込むことのできない、多様な国民の意思を汲み取り、反映することを独自性の源泉に、組織や運営のあり方を、抜本から再構築することを求めたい。
- そのため、今般の提言に際しては、憲法や既存の法令の解釈、運用や手続き面での改善という手段に限定せず、あえて、憲法という統治機構の根幹に遡り、何をどう改革すべきかを洗い出している。
- 特に、参議院が、企業の「取締役に対する監査役」や、独立した立場で執行を監視・助言する「社外取締役」のように、内閣や衆議院に対する実質的なチェック、補完的機能を発揮することを重視し、「参議院の役割・権限の明確化」、「参議院の独自性の発揮と機能強化」、「参議院議員選出の母体・方法の刷新、議員構成の見直し」という三つの柱に沿って、改革の方向性と論点を提示する。

### 1. 参議院の役割・権限の明確化

#### (政権との距離の確保、党派性の排除)

- 参議院は、衆議院、内閣に対する健全なけん制機能によって独自性を発揮することを期待されるが、それは、あくまで、独自の調査・分析に裏付けられた高い見識によって支えられるべきである。そのため、与野党対立や政局的な多数派工作とは一線を画する第二院という性格を、憲法に立ち返って、より一層鮮明にする必要がある。
- 具体的には、まず、現職の参議院議員は、首相・大臣・副大臣・政務官としては入閣せず、また参議院では首相指名を行わないこととする。これにより、参議院が政権形成に直接関与せず、政権と距離を保ちつつ、独自の判断見識に基づく判断を下すことが可能になる。

#### 【改革の手段】

- 憲法第 67 条を、内閣総理大臣を「衆議院議員の中から衆議院の議決で指

名する」と改正。

(憲法第 67 条)

内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

②衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

➤ 憲法第 68 条、国務大臣を「衆議院議員」から選出することとする。

(憲法第 68 条)

内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

②内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

#### (参議院における党議拘束の緩和等)

- 政党・党派を軸に対立・競争・決定を行う衆議院に対し、参議院では、あくまで、個々の議員がそれぞれの見識・良識を活かした判断を行うことを理想とする。そのため、各党は、参議院における審議については党議拘束を緩和し、党内での事前調整を抑制すべきである。

#### (両院関係の見直し、調整)

- 日本の国会については、他先進国との比較から、会期の短さ、本会議の開催頻度の少なさ・審議時間の短さが指摘される。特に、会期の短さと会期不継続の原則は、しばしば、法案審議のプロセスやスケジュールが「政治化」し、与野党間の駆け引き、多数派形成の焦点となってきた。
- この弊害を除くためにも、衆議院の優越性をより一層明確にすべきである。具体的には、衆議院で可決した法律案について参議院で異なつた議決をした時、衆議院で再可決するための要件を緩和することが必要である。

#### 【改革の手段】

➤ 憲法第 59 条で規定されている衆議院の再議決要件の「三分の二以上」を「過半数」とする。

(憲法第 59 条)

法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

②衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律とな

る。

③前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

④参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

- 参議院が独自の見解に基づいて、衆議院とは異なる意見を掲げつつも、それが政策決定の遅滞や膠着を引き起こし、参議院自体が政局の場となることを避けるためには、衆参両院間で密接かつ実効性ある合意形成メカニズムを整える必要がある。
- 国会法に定められる両院協議会は、本来、そうした目的で設置されたものだが、政治改革関連法案を巡る合意以降、顕著な成果は上げておらず、「ねじれ国会」の時代にも、存在感を発揮することができなかつた。
- こうした教訓を踏まえて、両院協議会をより建設的な協議、合意形成の場として活用するため、組織のあり方を見直しと機能強化を図るべきである。
- 例えば、議員構成については、協議の対象となる法案に賛成した会派の議員に限らず、各院のその時点での会派構成を反映すること、一部委員を常任化し、両院間の継続的な調整を可能にすることが改革案として考えられる。また、「結果を出す」という役割を重視し、協議案の議決要件を、3分の2以上から過半数に緩和することも一案である。

#### 【改革の手段】

- 国会法第92条で規定される協議案の議決要件について、「三分の二以上」とされているところを、例えば「過半数」とする。

(国会法第92条)

両院協議会においては、協議案が出席協議委員の三分の二以上の多数で議決されたとき成案となる。

② 両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (両院を規定する「国会法」の廃止、「参議院法」(仮称)の制定)

- これまで参議院改革が進まずに来たひとつの理由は、衆参両院を共通して規定する「国会法」が、しばしば改革の障害となったからと言われる。参議院が独自の組織改革を進めるにあたって、国会法の規定に関わる問題については、衆議院との調整なくして前に進めることができなかった。
- したがって、国会法を廃止し、衆議院法および参議院法に分割し、各院法の改正は当該院の発議を尊重することを規定することで、衆参両院が独立し

て、独自性ある組織・運営を追求できるようにする必要がある<sup>8</sup>。

## 2. 参議院の独自性の発揮と機能強化

- 衆参両院の役割分担に対する考え方、また、参議院の「政党化」を抑制する観点から、参議院の一部権限を縮小する一方で、その独自性に応じ、「抑制・監視・補完」という役割を果たすために必要な権限や機能を拡充することも重要である。

### (行政監視機能の強化)

- 参議院の独自性の発揮にあたり、最も基本的かつ重要なものは行政に対する監視機能の強化である。それを担うものは、第一に、国政調査権であり、この一層の活用に向けて、制度・運用を修正する必要がある。
- 具体的には、現在、国政調査権の主体は、議院または各議院の委員会とされているため、少数会派がこれを行行使するにはハードルが高い。この実施要件を緩和し、特に参議院については、少数でもこの権利を行行使し、国民利益にとって重要な問題に関する調査や議論を主導できる機会を拡大すべきである。

### 【改革の手段】

- 憲法第 62 条で規定される国政調査権について、参議院については少数でも行使可能とするため、議員の権能として明記する。

(憲法第 62 条)

両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

- あるいは国会法第 104 条において、報告・記録の提出を要求する主体として「各議院又は各議院の委員会」とされているところ、参議院については「議員」を追加する。

(国会法第 104 条)

各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- 併せて、参議院が独自に有する、行政監視委員会の機能を拡充することも必要である。行政監視委員会は、参議院改革の一環として設置されたものだが、その成果はこれまでのところ限定的と言わざるを得ない。

<sup>8</sup> 経済同友会「我が国「二院制」の改革－憲法改正による立法府の構造改革を－」（2005年5月）

- 委員会が主に担ってきた、各府庁の公務員による不正行為等に対する監察も重要な役割ではあるが、今後は、内閣に対するけん制機能の強化という観点から、重要政策や予算について、EBPM（証拠に基づく政策立案）の発想に立ち、中立的・科学的な観点から効果検証や分析を行い、政府に対し論理的な説明を求めるような存在感を発揮することを期待したい。そのため、委員会スタッフの拡充や、外部専門家人材の登用にも積極的に取り組むべきである。
- 同様の問題意識から、現在の会計検査院を改組し、いわゆる「日本版 GAO」<sup>9</sup>として国会附属機関として設置すること、総務省行政評価局が担う政策評価、行政監視に関する機能を発展的に整理・統合し、行政府から立法府に移管することで、立法府が行政府に対する評価・監視を担うことを明確化することも提案する。

#### 【改革の手段】

- 憲法第 90 条に会計検査院について規定されているところ、国会（参議院）への附置を明記する。

（憲法第 90 条）

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

②会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

- 総務省設置法第 4 条に規定されている評価・監視に関する機能について、国会（参議院）への移管を行う。

（総務省設置法第 4 条）

総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十 政策評価（国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

十一 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

<sup>9</sup>かねてより、経済同友会では、会計検査院を改組し米国会計検査院（GAO：Government Accountability Office）に倣った「日本版 GAO」を国会附属機関として設置し、職員は、公認会計士の他、弁護士、科学者、エコノミスト等の専門家も登用し、現在の体制から定員を倍増することを提言してきた。過去の提言では、国会附属機関としており、必ずしも参議院に設置することを求めているが、その趣旨を踏まえれば参議院に設置することも一案と考えられる。

十二 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。

（略）

#### （独立財政機関の設置）

- もう一つ、参議院に期待されることは、折々の政局や「次の選挙」に左右されざるを得ない衆議院において、検討・推進が難しい長期的・構造的な問題について、広い国民利益と長期的な観点から、持続可能性の高い「解」を生み出すことである。
- そのような「解」を得ることが死活的に重要でありながら、長年にわたって先送りされているのが、財政に関する問題である。
- 経済同友会では、日本の長期的・構造的な問題に関する検討・討議をリードするとともに、継続的に財政運営に対する監視を行うため、独立財政機関（IFI）の設置を提言している<sup>10</sup>。
- 独立財政機関に期待されることは、行政府とは異なる立場から経済・財政・社会保障に関する長期見通しを示すことであり、信頼性の高いデータや長期推計に基づいて、将来世代を含む国民の受益と負担に対する見通しを示すこと、さらには、政策のインパクトや費用対効果について中立的な分析を提示することである。それによって、国民が、自らが支持する政策、政党を判断する、信頼に足る根拠を提供することである。
- 独立財政機関が有効に機能するためには、独立性、非党派性、透明性の確保が極めて重要である。そのため、議員の任期が長く、首相の解散権が及ばず、また多様な国民の意見を取り込むことができる参議院に置くことが最も適切と考える。参議院には、「良識の府」として、国民の期待と信頼にこたえる重要な役割を担ってほしい。

### 3. 参議院議員選出の母体・方法の刷新、議員構成の見直し

#### （議員構成の見直し、多様化の推進）

- 参議院の独自性を担保する大きな要因は、その役割に応じた、独自性ある議員の構成である。その最善の形を模索するため、参議院議員の選出については、選挙区や議員任期、再任規定のあり方、または選挙以外のさまざまな代表制等、ありとあらゆる可能性を検討する必要がある。
- 従来議論されてきた「地域」に限定せず、性別や年代等、幅広い視点から多様性を定義し、それを取り込む観点からは、憲法の枠にとらわれない自由な思考実験があっても良い。例えば、多様性を担保する上で適切な属性等を考

<sup>10</sup> 経済同友会「将来世代のために独立財政機関の設置を－複眼的に将来を展望する社会の構築に向けて－（2019年11月）」

慮した上で、その象徴として「女性議員」や「若者議員」といった特定の枠を複数設定し、政治参画の機会を制度的に担保する仕組みも検討すべきである。

#### 【改革の手段】

- 憲法第 43 条および第 44 条との整合性に留意する必要がある、整合性を担保することが困難であれば、アファーマティブアクションの観点から属性による議員枠の設定を明記する。

(憲法第 43 条)

「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」

(憲法第 44 条)

「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。」

#### (選挙制度についての考え方)

- 参議院が議員構成の抜本的な見直し、多様化に舵を切るとは、投票価値の平等に係る長年の問題を根本的に解消し、国民の権利を正當に政治に反映する上でも重要な課題である。
- 最高裁は、参議院の独自性を理由に、衆議院より投票価値の格差が大きいことを是認してきたが、2012 年には、参議院と衆議院の投票価値の平等の格差を解消すべきとする判決を出した。その後、投票価値の格差解消に向けて、数次にわたる選挙制度改革が行われ、2015 年に「合区」という新しい選挙区が設けられた。しかしながら、人口減少と偏在の傾向は一層加速しており、次の国政調査の結果如何では、さらに合区の範囲、数が拡大することも予想される。このことは、技術的な格差解消には有効であるが、有権者の生活基盤と代表性の乖離という新たな問題につながり、議会制民主主義の根本原理に疑義をもたらしかねない。
- 選挙区の調整という手法から離れ、参議院のあるべき議員構成から議論を始めると、その結論如何によっては、地域・人口を軸に測った格差が、合理的に説明される状況も生じ得る。
- また、選挙制度についても、参議院が、小選挙区制・地域代表の色彩が強い衆議院を補完する立場であることから、全国区比例代表制度で全議員を選出することで、特定の利害にとらわれず、長期的な目線で政策を討議しうる議員の確保、小政党等を通じた国民の多様な意見の反映を目指すことも一案である。
- 内閣・衆議院に対する監視機能の強化という観点からは、6 年という議員任期をより長く（10 年等）するとともに、一切の再任を認めないといった制度

運用も考えられる。

- 参議院の独自性を発揮させる観点からは、個々の議員の資質や志のみに頼らず、「政党」という組織力を梃子に改革を促進することも期待される。具体的には、政権獲得とは全く異なるミッションを掲げ、参議院での活動に特化する「参議院政党」の立ち上げが、参議院の役割、存在意義に、改めて国民の目を向ける役割を果たすのではないか<sup>11</sup>。
- このように、憲法を含む現在の法的な枠組みに伴う制約を、一旦、すべて念頭から取り払い、日本の民主政治の質を高めるために必要な二院制の姿、あるべき第二院の姿と仕組みを追求することが、日本の政治システムに関わる様々な構造的課題や、論点を明らかにすることにつながる。
- その意味では、憲法改正それ自体は決して目的ではない。究極的な「あるべき姿」の実現と、そこに至る改革の長期的ロードマップを掲げることが、参議院改革による政治のガバナンスの確立に向けた主権者の関心を高め、実施可能な施策から着実に実行に移されることを期待する。

---

<sup>11</sup> 斎藤十朗「参議院の改革について」（1991年5月）では、衆議院の政党と別個の団体として「参議院会派」の設置、参議院会派に投票する比例代表選挙の導入等を提言している。

## VI. おわりに

- 今、世界は、持続可能性（サステナビリティ）という共通の価値観を掲げ、SDGsの達成と調和的な社会を構築するため、大きく動き出している。
- 我が国も、そのような大きな流れの中で、より良い社会の実現に向けて、どのように日本の民主主義を機能させていくべきかを考える必要がある。
- 「民主主義」は、複雑で、定義の難しい、発展途上の理念だが、その本質は、多様な人々が構成する社会で、公共の利益を追求するために議論をすること、そこに多くの人々が当事者意識を持って参画することだと考える。
- 今、さまざまな国で、グローバル資本主義の弊害として経済的な格差が拡大し、それが社会の分断を引き起こしている。また、価値観、宗教や人生観、性認識等、あらゆる面で多様性が称揚され、同時にそのような差異が分断の火種となりかねない時代において、この「分断」を乗り越え、抑止する手段が民主主義だと考える。
- 現在、苦境に立つ民主主義国は、それぞれに、民意という正当性に支えられた政治的なリーダーシップが、円滑に、健全に、そして国民全体の利益拡大のために行使されるよう、その制度を磨き上げ、補完し、再構築する必要に迫られている。
- 本会が追求してきたもう一つのテーマである「若者の政治参画」も、そうした制度に対する信頼があって、初めて実現するものである。政治というメカニズムが多様な意見を取り込み、課題解決に役立つものだと、実践的に示すことこそが、政治への期待、関心、主権者意識を育てる原点となる。我々としては、こうした問題意識も持ちながら、政府の実績・責任を問うことができる、透明性ある政治の仕組み作りを引き続き働きかけなければならない。
- 今回は、十分な議論ができなかったが、従来、実現困難と言われてきた熟議民主主義や、古代ギリシアのような「参加と責任」に基づく直接民主主義も、デジタルトランスフォーメーション（DX）の流れの中で、模索できる可能性も開けてくるのではないか。
- 日本がそのような民主主義の未来を切り拓く国となりうるよう、まずは国会、特に参議院という国民の代表機関を切り口に、新しい時代の改革推進を呼びかけることに意義があると考ええる。

以上

## 参考資料

- 経済同友会は、これまで、下記のとおり、参議院改革に関わる提言を行ってきた。その内容は、歴代の参議院議員による改革案と、目指す方向性や改革の手法において共通している。
- 良識の府・参議院の実現に向けて、さまざまな改革が行われてきたものの、その組織・構成の根幹に関わるような改革の多くは未だ実現されていない。
- これらの改革の必要性は、平成の政治改革による政治主導の実現を経て、むしろ一層明らかとなった。令和の時代におけるこれらの提言の意義、内容は、改めて検討されるべきものとする。

### <参議院改革に係る主な経済同友会の提言>

#### ①「透明で民主的な政策決定システムのあり方」(1997年2月28日)

1996年度 政治・行政委員会 委員長 堤 清二 (セゾンコーポレーション取締役会長)

#### ②「わが国「二院制」の改革—憲法改正による立法府の構造改革を—」(2005年5月20日)

2004年度 政治の将来ビジョンを考える委員会 委員長 池田 守男 (資生堂 取締役社長)

#### ③「3つの軸から政治改革の加速を—政治参加、政・官関係、「戦後レジーム」脱却—」(2007年5月31日)

2006年度 政治委員会 委員長 丹羽 宇一郎 (伊藤忠商事 取締役会長)

#### ④「政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革～「決断できる政治」の実現に向けて～」(2012年5月17日)

2011年度 政治・行政改革委員会 委員長 永山 治 (中外製薬 取締役会長 最高経営責任者)

#### ⑤「将来世代のために独立財政機関の設置を—複眼的に将来を展望する社会の構築に向けて—」(2019年11月22日)

2018年度 財政健全化委員会 委員長 佐藤 義雄 (住友生命保険 取締役会長代表執行役)

※役職は当時のもの

\* 下線を付した部分は一部実現されたとみられる内容。

	経済同友会の提言	(参考) 「参議院の将来像に関する意見書」 参議院の将来像を考える有識者懇談会 (2000年4月26日)
参議院の姿、 役割定義等	<p>(良識の府)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「参議院」は、政局や政党の利害に左右されることなく、一段高い視野から日本国全体の将来を展望する「良識の府」、「国民から尊敬される権威ある第二院」となるよう、本来期待されていたはずの『参議院の原点』に立ち返るべきである。【参照提言②】</li> <li>改革の方向としては、例えば、「衆議院は『取締役会』、参議院は衆議院を監督する『監査役会』」というように機能分担を明確化することも一案である。【参照提言③】</li> </ul> <p>(第一院との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一院の行動をチェックし、審議や立法権限の行使を慎重・公平なものにする【参照提言④】</li> <li>第一院とは異なる時期や方法で表明された国民の多様な意思を代表させる【参照提言④】</li> <li>解散等によって第一院の機能が失われたときに、国民を代表する機関を確保する【参照提言④】</li> <li>衆議院が数の府であるのに対し、参議院は国民の理性、良識の府である。【参照提言④】</li> </ul>	<p>(存在意義と役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参議院は多様な民意を反映する。</li> <li>参議院は抑制と均衡の機能を果たす。</li> <li>参議院は長期的展望に立った議論を行う。</li> </ul> <p>(改革の原則的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「良識の府」としての機能を活性化させる。</li> <li>「再考の府」としての機能を明確化する。</li> <li>政党よりも個人の活動を中心とした意思形成を重視する。</li> <li>現行法の枠組みにとらわれることなく、参議院の在るべき姿を追求する。</li> </ul>
権限・機能等	<ul style="list-style-type: none"> <li>現職参議院議員は政権（首相・大臣・副大臣・政務官）に入らない。【参照提言②】</li> <li>参議院は首相指名しない。【参照提言②】</li> <li>特定分野について参議院先議とする（決算、行政監視、国会同意人事案件など）。【参照提言②】</li> <li>法律案で衆参の議決が異なった場合の衆議院の再議決要件を「過半数」とする。或いは「参議院が3分の2以上で否決し</li> </ul>	<p>(参院両院の機能分担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>参議院に政策評価委員会（仮称）を置き、執行された政策の評価を行う。</u></li> <li>参議院は審議の重点を決算審査に振り向ける。</li> <li>いわゆる基本法については参議院先議とする。</li> <li>国会同意人事を参議院の専権事項とする。</li> <li>衆議院の再議決権は、一定期間、行使できないものにする。</li> </ul>

	経済同友会の提言	(参考) 「参議院の将来像に関する意見書」 参議院の将来像を考える有識者懇談会 (2000年4月26日)
	<p>た場合に限り、衆院再議決は同じ3分の2以上を要す」とする。【参照提言②】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 但し、参議院が否決した場合には、一定期間（数ヶ月～1年程度）は、衆議院はこの再議決ができないこととする（衆議院に対する『再審議命令』）。【参照提言②】</li> <li>・ 予算・条約は現状通りの衆議院優越とする。【参照提言②】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参議院は内閣総理大臣の指名を行わないものにする。</li> <li>・ 裁判官弾劾裁判所は、参議院議員の中から選挙された裁判員で構成する。</li> <li>・ 一定の条件の下で参議院に優先的審議権を与える。</li> </ul>
参議院の自主性・独自性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 党議拘束は党綱領や公約に関わる案件など、政党を形成する上で基本となる必要最低限なものに限るべき【参照提言①】</li> <li>・ 議員立法の強化（議員の政策立案能力の強化、議員立法提出要件の緩和、立法補佐機関の機能強化）【参照提言①】</li> <li>・ 「調査会」は一層、強化・充実させていく。【参照提言②】</li> <li>・ 独立財政機関（IFI）を参議院に設置する。【参照提言⑤】</li> </ul>	<p>(参議院の自主性及び独自性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会法を簡素化し、議院固有の組織・運営事項は議院規則等で定めることにする。</li> <li>・ 参議院独自の「参議院会派」という考え方に立って、党議拘束の在り方を見直す。</li> <li>・ <u>中長期にわたる政策の調査研究等の一層の充実強化を図る。</u></li> <li>・ 質問制度の在り方を見直し、本会議での口頭質問を実現する。</li> <li>・ 国政調査権の行使の仕方を見直す。</li> </ul> <p>(議員個人中心の活動の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員立法の発議要件を緩和する。</li> <li>・ 本会議における質疑は議員個人中心のものとする。</li> <li>・ 議員に対する公的助成の在り方を見直す。</li> <li>・ <u>議員個人の活動を補佐するため、議員スタッフの充実を図る。</u></li> </ul>
審議・運営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国会通年会期制」を憲法で明記する。【参照提言②】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる通年会期制を導入し、会期不継続の原則を改める。</li> <li>・ 原則として本会議中心の運営とする。</li> <li>・ 定足数の規定は本会議における議決要件のみとする。</li> <li>・ 常任委員会制度を抜本的に見直す。</li> <li>・ 議案調整（マークアップ）の制度を確立する。</li> </ul>

	経済同友会の提言	(参考)「参議院の将来像に関する意見書」 参議院の将来像を考える有識者懇談会(2000年4月26日)
代表の仕方、 選挙制度	<p>(参議院の議員選出方法の改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国単位の拘束名簿式比例代表制を中心とし、様々な技術的工夫を検討する。【参照提言②】</li> <li>・ 衆議院と合わせて議員選出方法を憲法に明記することも検討する。【参照提言②】</li> <li>・ 参議院を「道州代表の院」と憲法に明記し、各道州一律に一定数とすることも考えられる。【参照提言③】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請願審査を充実させる。</li> <li>・ 現行の比例代表制を含め、選挙制度の在り方を抜本的に見直す。</li> <li>・ 多様な個人を選出するための選挙制度を実現する。</li> <li>・ 将来の課題として、参議院の代表制の性格を見直す。</li> </ul>

(具体的方法)

提言内容	実現状況
現職参議院議員は政権（首相・大臣・副大臣・政務官）に入らない。	未実現
参議院は首相指名しない。	未実現
特定分野について参議院先議とする（決算、行政監視、国会同意人事案件等）	未実現
法律案で衆参の議決が異なった場合の衆議院の再議決要件を「過半数」とする。 但し、参議院が否決した場合には、一定期間（数か月～1年程度）は、衆議院はこの再議決ができないこととする（衆議院に対する『再審議命令』）	未実現
「調査会」は一層、強化・充実させていく。	一定実現
予算・条約は現状通りの衆議院優越とする。	変更なし
国政調査権は、より少数の要求で行使できるようにする。	未実現
「国会通年会期制」を憲法で明記する。	未実現
全国単位の拘束名簿式比例代表制を中心とし、様々な技術的工夫を検討する。	未実現
衆議院と合わせて議員選出方法を憲法に明記することも検討する。	未実現

(資料) 経済同友会「我が国「二院制」の改革－憲法改正による立法府の構造改革を－」  
(2005年5月) から作成。

## 政治改革委員会 名簿

2021年8月時点

(敬称略)

### 委員長

新 芝 宏 之 (岡三証券グループ 取締役社長)

玉 塚 元 一 (ロッテホールディングス 取締役社長)

### 副委員長

朝 倉 陽 保 (丸の内キャピタル 取締役社長)

石 坂 直 人 (全日本空輸 常勤顧問)\* (\*~2021年5月)

岩 村 水 樹 (グーグル バイスプレジデント)

瓜 生 健太郎 (瓜生・糸賀法律事務所 代表弁護士 マネージングパートナー)

小 野 傑 (西村あさひ法律事務所 オブカウンセル)

橋 本 雅 博 (住友生命保険 取締役会長 代表執行役)

森 川 智 (ヤマト科学 取締役社長)

山 田 英 司 (日本電子計算 顧問)

佐々木 紀 彦 (NewsPicks Studios 取締役)

### 委員

石 川 耕 治 (SOMPOホールディングス 執行役員)

伊 藤 秀 俊 (アプロテック 取締役社長)

今 村 卓 (丸紅 執行役員)

岩 本 敏 男 (NTTデータ 相談役)

牛 尾 志 朗 (ウシオライティング 取締役会長)

有 働 隆 登 (SOMPOホールディングス 執行役)

奥 谷 禮 子 (CCCサポート&コンサルティング 取締役会長)

尾 崎 由紀子 (野村ホールディングス 執行役員)

小 野 俊 彦 (東栄電化工業 取締役会長)

鴨 居 達 哉	(アビームコンサルティング 取締役社長)
河 合 良 秋	(キャピタル アドバイザーズ グループ 議長)
木 崎 重 雄	(キザキ・エンタープライズ 代表取締役)
木 下 信 行	(東京金融取引所 取締役社長)
行 天 豊 雄	(三菱UFJ銀行 名誉顧問)
久 慈 竜 也	(久慈設計 取締役社長)
熊 谷 亮 丸	(大和総研 副理事長 兼 専務取締役)
小 林 英 三	(日本証券金融 執行役会長)
三 枝 則 生	(三菱商事 常務執行役員)
坂 口 英 治	(シービーアールイー 取締役社長兼CEO)
佐久間 万 夫	(Eパートナー 取締役社長)
佐 藤 玖 美	(コスモ・ピーアール 取締役社長)
志 賀 俊 之	(INCJ 取締役会長 (CEO))
下 村 満 子	(東京顕微鏡院 特別顧問)
正 田 修	(日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)
陳 野 浩 司	(国際金融公社 チーフ・インベストメント・オフィサー)
菅 野 健 一	(PXC 取締役社長)
菅 原 貴与志	(ANA総合研究所 取締役副社長)
杉 崎 重 光	(ゴールドマン・サックス証券 副会長)
高 田 真 治	(スカパーJSAT 取締役執行役員会長)
高 橋 温	(三井住友信託銀行 名誉顧問)
高 橋 衛	(HAUTPONT研究所 代表)
高 畑 勲	(インフィニオンテクノロジーズジャパン 取締役 CFO)
竹 井 理 文	(アクセンチュア 執行役員)
多 田 幸 雄	(双日総合研究所 相談役)

田 中 洋 樹	(日本カストディ銀行 取締役会長)
土 屋 達 朗	(フジタ 上級顧問)
富 樫 直 記	(バンカーズ・ホールディング 顧問)
富 田 純 明	(日進レンタカー 取締役会長)
富 田 秀 夫	(リフィニティブ・ジャパン 取締役社長)
長 江 洋 一	(HEXEL Works 取締役兼代表執行役社長)
永 久 幸 範	(ブライク・ブライズ・ハルマ・インベストメント・サービス 代表取締役)
中 村 公 一	(山九 取締役会長)
成 川 哲 夫	(岡三証券 取締役)
丹 羽 利 行	(パロマ 常務執行役員)
信 井 文 夫	(映像新聞社 取締役会長)
芳 賀 日登美	(ストラテジック コミュニケーション R I 取締役社長)
畑 川 高 志	(リバフェルド 代表取締役)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
林 信 光	(国際協力銀行 取締役副総裁)
挽 野 元	(アイロボットジャパン 代表執行役員社長)
平 澤 潤	(協栄産業 取締役社長)
二子石 謙 輔	(セブン銀行 取締役会長)
本 田 英 一	(日本生活協同組合連合会 代表理事会長)
本 田 勝 彦	(日本たばこ産業 社友)
増 渕 稔	(日本証券金融 特別顧問)
本 山 博 史	(みずほリース 常任顧問)
森 公 高	(日本公認会計士協会 相談役)
森 浩 志	(三菱UFJ銀行 取締役常務執行役員CLO)
森 正 勝	(国際大学 特別顧問)

守 田 道 明 (イーレックス 取締役)  
山 口 公 明 (セントケア・ホールディング 取締役)  
鰐 淵 美 恵 子 (銀座テラーグループ 取締役会長)

以上73名

#### 事務局

齋 藤 弘 憲 (経済同友会 執行役)  
樋 口 麻 紀 子 (経済同友会 代表幹事サポート室 部長)  
三 浦 雅 央 (経済同友会 代表幹事サポート室 マネージャー)